

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：紀宝町水道事業

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和55年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	紀宝町	職員数 (H22. 4. 1現在)	6
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業については「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

#### 2 財政指標等

資本費	102円 (21年度)	財政力指数	0.371 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	— (21年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	— (22年度)
経常収支比率 (%)	89.4 (21年度)	実質公債費比率 (%)	12.0 (22年度)
		将来負担比率 (%)	93.5 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月10日 合併前市町村：紀宝町、鶯殿村] 合併以前は、上記2町村による一部事務組合であった。（他自治体は無い）そのため、会計の統合は特に無い。組織の統合については、管理職の兼任により職員1名減とし、また、人事異動を行って職員人件費を抑えた。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示があったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	紀宝町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	紀宝町長 西田 健
既存計画との関係	紀宝町総合計画(H19～H28)
公表の方法等	紀宝町ホームページへの掲載、本年度中を目途に議会周知（予定）
基本方針	紀宝町総合計画に掲げる「安心・安全で快適に暮らせるまちづくり」を目標に上水道事業を行う。平成22年3月31日現在の上水道の普及率（給水区域内）は94.1%であり、未普及地区の解消が求められている。また、浄水場等の施設は昭和54年に稼働し、老朽化しつつあるため、平成18年度から急速ろ過池の改修を行っている。膜ろ過設備のろ過膜10基のうち、平成18年度に2基・平成20年度に3基・平成21年度に5基を取り替えた。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計	
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利6%以上		
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	うち年利7%以上		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			7,131.1	4,423.6	7,131.1
	補償金免除額			1,041.2	572.8	1,041.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			425.0	425.0	425.0

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
		うち年利7%以上				
公営企業債	上水道事業改良資金			7,131.1	4,423.6	7,131.1
	合 計 (A)			7,131.1	4,423.6	7,131.1
一般（再掲）※上記のうち、 （再掲）※上記のうち、						
	合 計 (B)					
	公営企業で負担するもの (A)-(B)			7,131.1	4,423.6	7,131.1

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
	合 計 (A)				
一般（再掲）※上記のうち、 （再掲）※上記のうち、					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
		うち年利7%以上				
公営企業債	上水道			425.0	425.0	425.0
	合 計 (A)			425.0	425.0	425.0
一般（再掲）※上記のうち、 （再掲）※上記のうち、						
	合 計 (B)					
	公営企業で負担するもの (A)-(B)			425.0	425.0	425.0

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>当町水道事業は、昭和55年の設立以来30年が経過し、人口の増加や生活様式の変化に伴い水量の不足が生じていました。そのため、平成12年度に浄水場の拡張を行ない、減水・断水に対応したが、減価償却費が倍増し、収益的収支が赤字となっています。資本的収支についても補填財源で補填しており、資金収支も赤字となっています。</p> <p>平成19年度の流動比率 570.5% 当座比率551.2% 固定資産構成比率 93.0% 固定資産長期資本比率 94.2% 自己資本構成比率 30.2%となっています。</p> <p>平成20年度の流動比率 2,936.1% 当座比率2,742.3% 固定資産構成比率 95.0% 固定資産長期資本比率 95.2% 自己資本構成比率 30.4%となっています。</p>																
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>料金の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成11年5月に料金の改定を行い平均約20%の値上げをしました。三重県の平均料金と比べると家庭用使用水量10m<sup>3</sup>ではやや低い状況にあります。20m<sup>3</sup>ではやや上回っています。経年劣化した施設の改良も必要となっており、料金の改定が必要となってきました。社会情勢を考慮しつつ、改定時期等、検討中です。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>定員管理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合併に伴う組織の統合により、管理職職員を兼任とし、平成18年度から職員1名減の6人体制で業務を行いました。給水原価に占める人件費の割合は平成20年度では16.9%です。平成21年度に職員1名減。平成22年度にさらに職員を1名減し、正規職員4名・嘱託職員2名の6人体制としました。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>浄水施設の改善</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成12年に設置した膜ろ過設備のろ過膜の耐用年数が過ぎ、平成20年度から2カ年に分けて順次交換しました。また、浄水方法の見直しをし、ろ過膜の耐用年数の延長を図りました。今後の維持管理についてもより経済的な方法を検討していきます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	料金の適正化	平成11年5月に料金の改定を行い平均約20%の値上げをしました。三重県の平均料金と比べると家庭用使用水量10m <sup>3</sup> ではやや低い状況にあります。20m <sup>3</sup> ではやや上回っています。経年劣化した施設の改良も必要となっており、料金の改定が必要となってきました。社会情勢を考慮しつつ、改定時期等、検討中です。		課 題 ②	定員管理	合併に伴う組織の統合により、管理職職員を兼任とし、平成18年度から職員1名減の6人体制で業務を行いました。給水原価に占める人件費の割合は平成20年度では16.9%です。平成21年度に職員1名減。平成22年度にさらに職員を1名減し、正規職員4名・嘱託職員2名の6人体制としました。		課 題 ③	浄水施設の改善	平成12年に設置した膜ろ過設備のろ過膜の耐用年数が過ぎ、平成20年度から2カ年に分けて順次交換しました。また、浄水方法の見直しをし、ろ過膜の耐用年数の延長を図りました。今後の維持管理についてもより経済的な方法を検討していきます。		課 題 ④		課 題 ⑤	
課 題 ①	料金の適正化																
平成11年5月に料金の改定を行い平均約20%の値上げをしました。三重県の平均料金と比べると家庭用使用水量10m <sup>3</sup> ではやや低い状況にあります。20m <sup>3</sup> ではやや上回っています。経年劣化した施設の改良も必要となっており、料金の改定が必要となってきました。社会情勢を考慮しつつ、改定時期等、検討中です。																	
課 題 ②	定員管理																
合併に伴う組織の統合により、管理職職員を兼任とし、平成18年度から職員1名減の6人体制で業務を行いました。給水原価に占める人件費の割合は平成20年度では16.9%です。平成21年度に職員1名減。平成22年度にさらに職員を1名減し、正規職員4名・嘱託職員2名の6人体制としました。																	
課 題 ③	浄水施設の改善																
平成12年に設置した膜ろ過設備のろ過膜の耐用年数が過ぎ、平成20年度から2カ年に分けて順次交換しました。また、浄水方法の見直しをし、ろ過膜の耐用年数の延長を図りました。今後の維持管理についてもより経済的な方法を検討していきます。																	
課 題 ④																	
課 題 ⑤																	
留意事項	<p>水質検査、検針業務については、業務委託を行っています。また、電気施設保守点検・電気計装設備保守点検についても委託しています。</p>																

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入	10				62		40			
	1. 企 業 債					62		40			
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金					113	26				
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金										
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他										
	計 (A)	10				175	26	40			
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	10				175	26	40			
	資 本 的 支 出										
	1. 建 設 改 良 費 うち職員給与	53	50	42	10	187	39	43	10	10	11
	2. 企 業 債 償 還 金	66	113	106	95	101	103	95	96	98	100
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他											
計 (D)	119	163	148	105	288	142	138	106	108	111	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	109	163	148	105	113	116	98	106	108	111	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	106	65	146	105	105	113	96	106	108	111	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		94									
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他	3	4	2		8	3	2				
計 (F)	109	163	148	105	113	116	98	106	108	111	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	2,457	2,344	2,238	2,143	2,104	2,001	1,946	1,850	1,752	1,652	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	31	30	30	30	85	30	30	30	30	30
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金	31	30	30	30	85	30	30	30	30	30
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金					113	26				
	うち基準外繰入金					113	26				
合 計		31	30	30	30	198	56	30	30	30	30

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率(%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		79.6	81.4	83.8	73.4	67.4	78.7	78.8	78.8	80.3	81.2
資本費 (円又は%)		103.7	105.8	103.5	103.3	102.6	106.4	107.7	107.6	104.4	102.3
総収支比率(法適用) (%)		90.6	92.7	95.5	83.7	88.2	90.1	90.4	90.4	92.1	93.2
経常収支比率(法適用) (%)		90.9	92.7	95.8	83.7	94.6	90.1	90.4	90.4	92.1	93.2
営業収支比率(法適用) (%)		97.9	99.1	101.4	85.4	77.8	91.5	91.1	90.7	91.8	92.2
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		61.9	73.1	78.8	103.2	122.9	135.5	147.7	159.8	169.6	178.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	11.9	11.9	11.9	12.1	28.3	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
	うち基準内繰入金 (%)										
	うち基準外繰入金 (%)	11.9	11.9	11.9	12.1	28.3	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
	資本的収入分 (%)					39.2	18.3				
	うち基準内繰入金 (%)										
	うち基準外繰入金 (%)					39.2	18.3				

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率(%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率(%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率(%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率(%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率(%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水人口の減少や使用水量を抑えることが考えられるが、H21年度から滞納整理班を編成するなどして、未収金の回収率の向上を図るなどすることにより、現状維持を見込んでいます。
2 他会計繰入金の見込み	水道事業債の償還金のうち、支払利息の一部として、毎年3千万円を見込んでいます。別に、資本的収入として平成22年度で、出資金1千5百万円、および平成21年度からの繰越分1千50万円を見込んでいます。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成22～26年度で、浄水施設維持工事や配水管布設替工事のため、工事費約8千7百万円を見込んでいます。平成21年度に、浄水場膜ろ過施設ろ過膜の取替修理及び浄水施設に前処理を追加し、浄水方法の変更を行いました。また、水道未普及であった北檜杖地区に配水管布設工事を行いました。資産の売却計画はありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成22年度以降は、施設の維持管理に重点を置き、耐震対応を考慮した事業を行います。平成23年度に、配水管布設替工事のため、企業債4千万円を借入します。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	平成18年1月10日の合併に伴う組織の統合により、水道事業では、管理職職員を兼任とし、合併前より職員1名減の6人体制で業務を行いました。平成21年度途中からは職員5名とし、平成22年度から正規職員4名・嘱託職員2名の6人体制としました。 なお、平成22年度以降においても職員数が定員管理適正化計画における平成21年度までの取り組みから後退することはありません。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	水道事業職員の給与等については、紀宝町職員の給与に関する条例(平成18年紀宝町条例第48号。)の規定を準用していますが、平成18年度に給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを終えています。 なお、地域手当については、当該地域においては地域手当該当地域ではないため支給対象者はいません。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	②	公営企業部門該当無し。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	合併前の企業団では、制度はあったが退職者が無かった。合併後は町職員の規定に準じ、廃止しています。
◇ 福利厚生事業のあり方	②	公営企業部門該当無し。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	平成21年に浄水方法の見直しを行い、膜ろ過設備ろ過膜の耐用年数の延長を図りました。 また、平成22年度導入予定の配管台帳システムにより漏水調査重点地域の特定を行い、漏水対策、有収率の向上を図ります。それにより、薬品費や動力費等の維持経費の減少となります。有収率が現状より3%増で約100万円の経費節減となる見込みです。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		水質検査・電気施設保守点検・電気計装設備保守点検については委託しています。 検針業務については、既に委託していますが、量水器の交換や料金の賦課、集金についても、委託を検討していきます。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	老朽化した施設の改修や、上水道未普及地域の解消が必要ですが、そのために必要な費用は大きく、現在の料金体系では財源確保が困難と思われます。コスト削減によりいっそうの経営努力をしつつ、安心・安全な水道水の維持に必要な財源の確保に、料金体系の見直しを図ります。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	—	ホームページに財政状況一覧表にて公開しています。また、町広報誌にて予算・決算等を公開しています。
○ 行政評価の導入	—	決算諸表（損益計算書・貸借対照表・固定資産明細書・企業債明細書等）の公表を行っています。
4 その他		平成20年度、21年度のろ過膜の交換により多大な経常赤字が生じたが、以降は職員の異動による人件費の削減や減価償却費の減により、経常収支の改善を図ります。減価償却費のピークを越える平成28年度以降は累積欠損金比率は徐々に減少する見込みです。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	職員の配置等を見直し、人件費の抑制を図りました。合併により平成18年度に1名の削減をし、6名体制で、事務所と浄水場の2箇所を管理していましたが、平成21年度に1名を削減し職員5名、平成22年度にも1名を削減し正規職員4名・嘱託職員2名の6人体制としました。また、人事異動により若返りをはかりました。経常経費に占める減価償却費の割合が高いですが（平成21年度で35.3%、平成22年度は44.5%の見込み）、その他の項目でより効率的な経費節減に努めます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成20年度に事務所を本庁に移し、職員及び事務経費の削減を図りました。料金の改定についても、検討していきます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	水道事業債の償還金のうち、支払利息の一部として、毎年3千万円を見込んでいますが、浄水施設の維持のための改修や水道未普及地区の解消が求められており、料金の見直しなどで解消を図っていききたい。
4 その他	未収金の徴収については、毎月、未納のお知らせ等を送付し、お客様を訪問するなどして滞納整理を行っています。平成21年度の現年度分の収納率は97.6%でしたが、今後さらに努力していきます。また、平成22年度導入予定の配管台帳システムにより漏水調査重点地域の特定を行い漏水対策、有収率の向上を図り維持経費の減少に努めます。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成20年度 (当初計画前年度)	平成21年度 (当初計画初年度)	平成22年度 (当初計画第2年度)	平成23年度 (当初計画第3年度)	平成24年度 (当初計画第4年度)	平成25年度 (当初計画第5年度)	当初計画合計	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損 金比率	当初計画の目標値 (実績値)	103.2	150.2	157.6	163.5	169.1	172.3			
		延長計画の目標値		122.9	135.5	147.7	159.8	169.6		178	
		当初計画の目標値 (実績値)	2.143	2.104	2.009	1.912	1.813	1.713			
		延長計画の目標値		2.104	2.001	1.946	1.850	1.752		1.652	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】											
		料金改定率										
		改善効果額(料金の適正化)										
		未収金の徴収対策										
		改善効果額										
		一般会計負担金の額										
		改善効果額(負担金の確保等)										
		資産の有効活用										
		改善効果額(収入増額)										
		その他( )										
		改善効果額										
		【経費の削減】										
		職員給与と費の適正化										
	1	職員給与と費(退職手当以外)	50	52	35	35	35	35				
		改善効果額		△2	15	15	15	15	58			
		給与水準										
		改善効果額										
		その他( )										
		改善効果額										
		維持管理費等										
	改善効果額(適正化)											
	工事コスト											
	改善効果額(縮減額)											
	その他( )											
	改善効果額											
									当初計画改善効果額 合計	58		
									(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	1.5		

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】											
		料金改定率										
		改善効果額(料金の適正化)										
		未収金の徴収対策										
		改善効果額										
		一般会計負担金の額										
		改善効果額(負担金の確保等)										
		資産の有効活用										
		改善効果額(収入増額)										
		その他( )										
		改善効果額										
		【経費の削減】										
		職員給与と費の適正化										
		職員給与と費(退職手当以外)										
		改善効果額										
		給与水準										
		改善効果額										
		その他( )										
		改善効果額										
		維持管理費等										
	改善効果額(適正化)				1	1	1	1	1	4		
	工事コスト											
	改善効果額(縮減額)											
	その他( )											
	改善効果額											

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に算入する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	4
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	30
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	
A + B + C	34
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	1

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算見込)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	1,580	1,537	1,533	1,504	1,479	1,504	1,504	1,504	1,504	1,504
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	6,834	6,536	7,013	6,977	6,393	6,977	6,977	6,977	6,977	6,977
最大稼働率 (%)	90.5	86.5	92.8	92.4	84.6	92.4	92.4	92.4	92.4	92.4
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	144.9	144.4	144.2	143.6	144.9	142.3	142.5	142.5	142.5	142.5
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	181.6	177.6	172.2	196.0	214.9	180.9	180.2	180.2	180.2	180.2

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成14・15年度に阪松原簡易水道統合をおこない、平成15年度より給水を開始しました。